

宿毛市キッチンカー等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金交付規則（昭和48年宿毛市規則第9号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、宿毛市キッチンカー等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) キッチンカー等 調理加工を目的とした設備が車輻に固定されている車輻をいう。
- (2) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者をいう。

(補助目的)

第3条 市は、新型コロナウイルス感染症によって経済的な影響を受けた宿毛市内の事業者が、キッチンカー等による飲食の移動販売等を行い、売上げを確保する取組みを支援するため、キッチンカー等の整備に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも要件に該当する事業者とする。

- (1) 宿毛市内に店舗、事業所を有する事業者。
- (2) キッチンカー等を導入後、3年以上当該事業を継続する意思があること。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づくキッチンカー等による飲食販売に必要な許可を年度内に取得する見込みであること。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助率は補助対象経費の4分の3以内とする。
- 3 補助限度額は1事業者あたり75万円とする。
- 4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 補助金の申請は1事業者につき1回とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和5年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、次条の規定により交付決定を受けた日から令和5年2月28日までとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、申請者にその結果を第2号様式により通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合はこの限りでない。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施にあたっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の目的に沿って効率的な運用を図らなければならないこと。

- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に第3号様式により市長の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならないこと。
- (7) 補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (8) 食品衛生法その他法令を遵守すること。

（補助金の変更の申請）

第10条 補助事業者は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金変更交付申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額等の変更（補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、市長が変更手続を要すると認めたもの

2 市長は、前項の規定による補助金の変更申請について、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、申請者にその結果を第5号様式により通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止・廃止申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助事業の中止又は廃止について、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、申請者にその結果を第7号様式により通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了の日又は第11条の規定による中止若しくは廃止の承認を受けた場合は、補助事業完了の日若しくは補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日までに、実績報告書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を速やかに第6号様式により、市長に報告するとともに、当該金額を市長に返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 市長は前条第1項の規定による実績報告書を受領したときは、実績報告書の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、補助金の交付の決定額と確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に対し第9号様式により通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができるものとする。

(1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 別表第2に掲げるいずれかに該当したとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は前条の規定により補助金の支給を取り消した場合において、既に申請者に補助金を支給しているときは期限を定めてその返還を命じるものとする。

(情報の公開)

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、宿毛市情報公開条例（平成13年宿毛市条例第26号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非公開情報以外の情報は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第19条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和4年5月16日から施行する。

2 この要綱は、令和5年2月28日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第3号から第6号まで、第12条、第13条第3項及び第16条及び第17条の規定は、同日以降もなお効力を発する。

別表第1（第5条関係）

経費区分	説明
車両改修費	既存車輛について食品の調理加工、保管、販売等を行うために必要な改修を行うための費用。
機械設備費	車内で食品の調理加工、保管、販売等を行うために必要な機械装置・器具備品、その他付帯する費用。
広告宣伝費	キッチンカー等の営業に関し販売促進を行う広告、宣伝活動に要する経費
委託費	キッチンカー等の開業に際し外部に委託する経費
その他経費	講師謝金、旅費などキッチンカー等の開業に際し必要と考えられる経費

別表第2（第8条、第9条、第15条関係）

- 1 暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。